
第3回 三朝町議会定例会会議録（第2日）

平成31年3月7日（木曜日）

議事日程

平成31年3月7日 午前10時開議

日程第1 一般質問

遠 藤 勝太郎 議員

山 口 博 議員

松 原 成 利 議員

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

遠 藤 勝太郎 議員

山 口 博 議員

松 原 成 利 議員

出席議員（12名）

1番 松 原 成 利

2番 松 原 茂 隆

3番 石 田 恭 二

4番 吉 田 道 明

5番 山 口 博

6番 清 水 成 眞

7番 藤 井 克 孝

8番 遠 藤 勝太郎

9番 平 井 満 博

10番 山 田 道 治

11番 牧 田 武 文

12番 福 田 茂 樹

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 小 椋 泰 志 副主幹 小 椋 智 子

説明のため出席した者の職氏名

町長 松 浦 弘 幸 副町長 赤 坂 英 樹
教育長 西 田 寛 司 総務課長 椎 名 克 秀
地域振興監 青 木 大 雄 会計管理者 片 岡 里 美
町民課長 山 中 恵 子 健康福祉課長 新 寛
建設水道課長 早 苗 睦 巳 観光交流課長 大 村 真 優 美
総務課参事 河 村 明 浩 教育総務課長 藤 井 和 正
社会教育課長 佐 々 木 敦 宏 社会教育課参事 馬 野 真 由 美
農業委員会事務局長 大 村 哲 也

午前10時00分開議

○議長（福田 茂樹君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日届け出のあった欠席者は、議員、当局ともございません。以上、報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（福田 茂樹君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、3名の方から通告を受けております。日程の順序により、これを許します。

初めに、8番、遠藤勝太郎議員の害獣被害をどう減らすかの一般質問を許します。

遠藤勝太郎議員。

○議員（8番 遠藤勝太郎君） おはようございます。それでは、今期定例会に当たりまして、町長に害獣被害をどう減らすかという題で質問させていただきます。

10数年前からイノシシによる農作物への被害が発生し、柵等の設置により侵入防止策がとられていますが、なかなか被害がとまりません。また、近年、町内でも鹿による被害が増加している。イノシシは、2歳になると春に2ないし8頭出産し、春に出産しなかったものは秋に出産し、

生まれた子供の半数が成獣に育つと言われております。また、鹿も1歳から妊娠し始め、高い出生率を維持し、ほぼ毎年出産し、強い繁殖力を持っています。

鹿が増加した原因は、鹿肉や鹿皮の利用が減り、捕獲頭数自体が減少、また、ハンターが高齢化等で減少し、天敵がおらず鹿が減らないことや、温暖化の影響で積雪が減ったことも一因で、広範囲に歩き回って餌が求めることができる、耕作放棄地の増加により餌場がふえたこともあり、鹿、イノシシともに繁殖力が高く、とってもとって減らない状況であります。

捕獲奨励金には、猟期でイノシシが5,000円、鹿が5,000円、猟期外でイノシシが1万円、鹿1万円、鹿に対しては国費の上乗せがあって、年間を通して成獣で7,000円、幼獣で1,000円、ジビエ用には9,000円が支払われております。町内におけるイノシシ、鹿の捕獲頭数を見ると、イノシシが平成26年から478頭、27年が490頭、28年が741頭、29年が409頭、平成30年は517頭、鹿は平成26年が96頭、27年が143頭、28年が158頭、29年が161頭、平成30年には199頭とイノシシ、鹿の捕獲頭数が増加傾向にあり、特に鹿は平成26年と比べると2倍以上になっております。早いうちに対策をとらないと手がつけられない状況になることが予想される。イノシシ、鹿の奨励金を年間通して同一にすることで捕獲頭数をふやし、駆除することが大事だと思いますけれども、町長の考えを伺います。

次に、狩猟、わな免許を取得するには、第一種銃猟では、狩猟免許取得に9,700円、猟銃所持許可取得に5万円、狩猟者登録に1万8,300円、猟友会加入に1万4,000円、合計9万2,000円必要になります。狩猟免許とは別に、狩猟する際には毎年、免許種ごとに手続が必要とのことです。わな免許では、狩猟免許取得に8,800円、狩猟者登録1万円、これは町内に住所を有する者が有害鳥獣捕獲に取り組む場合、狩猟者登録は免除されるということですが、猟友会加入に1万2,000円が必要です。合計2万800円。

鳥取県若手猟師参入促進補助金として、狩猟免許を取得して49歳までに初回の狩猟登録を受けた者には3万1,800円の補助金が出る。また、わな免許は、狩猟免許を新規取得し、当該年度から有害鳥獣捕獲従事者として活躍する者には上限5,000円の補助金が出るということです。しかし、取得後も銃やわなは個人購入、貸し出しも一部あるということですが、しなくてはならず負担は多い。獣害を減らすには助成金をふやし、免許取得者をふやすことが大事だと思いますが。また、免許所持者に対して、わなの仕掛け方等の研修会を開催し、捕獲頭数増につなげる考えはないか、伺います。

現在、イノシシ用の柵が町内に張りめぐらされていますが、鹿には対処できない。柵での対応をする場合、1.5メートルないし2メートルの柵が必要で、鹿は群れで行動すると言われており

ます。イノシシ捕獲用と同じようにおりを設置する考えはないか、伺います。

町内では、だんだんと耕作放棄地が増加しています。イノシシ、鹿の餌場になっていると言われていますが、対策を伺います。

最後に、去る2月6日から28日の間、とっとりジビエフェアが開催され、イノシシ肉、鹿肉が県下34店舗で食され、町内でも5軒の旅館で提供されました。現在、町内で年間イノシシ500頭、鹿200頭が捕獲されております。全量肉として処理されているとは思いませんけれども、町内にもJA鳥取中央三朝支所内にジビエ処理施設があり、県猟友会の管理で町猟友会に委託されているようですが、なかなか一般では利用できない状況と聞きます。現在のジビエブームに乗ってイノシシ肉、鹿肉の有効活用、施設の有効活用はできないか、伺います。

○議長（福田 茂樹君） 答弁、松浦町長。

○町長（松浦 弘幸君） 遠藤勝太郎議員の獣害被害をどう減らすかについての御質問にお答えをいたします。

本町において獣害の被害につきましては、今、議員が詳しく御指摘をされましたとおり、イノシシとニホンジカが中心となりますが、気候などの影響によって年ごとに多少の増減はありますが、相当な被害が発生をしてきてるところでございます。県が実施をしております鳥獣被害の調査、これは農産物についてのものでございますけど、過去5年間の年間の被害額を拾ってみると、イノシシによるものが大体800万から1,600万の間で推移をしてきております。ニホンジカにつきましては、平成27年度に初めて50万円の被害が報告をされております。以降、拡大をしてきているものというふうに思っております。報告をされてない被害も相当数あることから、議員が危惧をされておりますとおり、全体として深刻な状況にあるというふうに認識をしております。

これに対して町では、従来から有害鳥獣の個体を減らす対策と、それから侵入を防ぐ対策を実施をしているところでございまして、まず個体を減らす対策では、議員のほうもまとめていただいておりますが、国、県、町の制度を組み合わせた捕獲奨励金の交付や、そして捕獲従事者の活動をサポートする鳥獣被害対策実施隊を編成をして、年間を通じて有害鳥獣の有害捕獲として活動ができる体制をとってきているところでございます。

町内における有害鳥獣の捕獲頭数は、その生息の状況をあらわす指標の一つとして見る事ができるわけでございますが、過去の5年間の状況では、イノシシが年間400頭から700頭で推移をしておりますし、ニホンジカにつきましては、議員が言われましたように、平成30年度は平成26年度から見ると2倍、200頭を超える状況となってきております。また、侵入を防

ぐ対策につきましては、平成23年度から国の事業によって、ワイヤーメッシュ柵や電気柵を集落に無償で提供して、自主施工をしていただきながら設置と管理に取り組んでいただいております。近年では破損箇所の修繕につきましても町費で支援をしております。

イノシシ、ニホンジカの捕獲頭数が増加傾向にあり、その対策として、捕獲奨励金を年間を通して同額とし、捕獲頭数をふやし、駆除につなげてはどうかという御提案をいただきました。

捕獲奨励金につきましては、捕獲従事者の活動の意欲につなげることを目的に交付をしているものでございます。従来は猟期の有害捕獲は認められておりませんでした。鳥獣被害の増加に対応するため、年間を通じて有害捕獲が可能となったことに伴い、猟期につきましても交付することとしたものです。猟期外に比べて金額が低く設定されている点につきましては、イノシシは食用としての価値が高い時期であること、また、ニホンジカは被害の拡大を抑える追加的措置であったことが原因であります。

捕獲従事者の活動を強化あるいは支援をして捕獲頭数の増加につなげる対策としては、捕獲奨励金のほかにも、より具体的な支援となります。わなやおりなどの貸し出しや、鳥獣被害の対策実施隊によるとめ刺しの実施などの活動全般にわたるものとなっており、成果を上げております。議員が言われました捕獲奨励金を年間を通して同額にするということにつきまして、まずは効果測定ということを含めて猟期における奨励金の見直しを、国等の助成制度も模索をしながら暫定的に何年か期限を区切って導入をすることを考えてみたいというふうに思います。捕獲数の増加に向けての有効な手だてとなるよう進めてまいりたいというふうに思います。

次に、狩猟免許取得や有害捕獲活動に対する助成金をふやし、免許取得者の確保につなげることや、わな免許取得者の技術向上に向けた研修会の開催について御提案をいただきました。

狩猟免許は、一般に第一種の銃猟免許とわな猟の免許があります。取得をするための費用については、議員が言われたとおりの金額でございます。そして、重複しての対象にはなりません。町のわな取得補助金として免許を新規に取得した方に対しての上限5,000円が交付されるという制度もございます。これらの制度の効果もありまして、平成26年度に47人であった捕獲従事者は平成30年度には74人と大幅にふえてきております。

捕獲従事者につきましては、先ほどの捕獲奨励金だとかそういう支援のほかにも、直接は捕獲ということにはつながりませんが、見回り活動等を支援する目的で、その対策費の中で毎年130万円余りが猟友会を通じて従事者に交付をされ、活動に生かされております。捕獲従事者の確保につきましては、現在の制度を活用して引き続き増員に向けて進めてまいりたいというふうに思っておりますが、従事者の約3分の1は捕獲実績がないということから、技術習得に向けて研

修会を開催をするなどして、その活動の充実につなげていきたいというふうに思っております。

次に、ニホンジカへの対策として、鹿用のおりを設置してはどうかとの提案をいただきました。

ニホンジカの捕獲おりにつきましては、イノシシ用と構造が同じであり、併用することが可能ですが、大型の鹿になりますとかかりにくいいため、平成31年度に購入する貸し出し用のおりにつきましては、イノシシ用を一回り大きくした鹿専用のものを購入する予定でございます。32年度以降についても状況を見ながら整備をしていきたいと考えております。

耕作放棄地がイノシシやニホンジカの餌場となっており、その対策はどうするのかとの御質問をいただきました。

耕作放棄地の問題につきましては、有害鳥獣対策と密接な関係にあります。荒廃農地や管理が不十分な農地の存在は、隠れ場所があるということでも有害鳥獣の活動を活発にします。農地を守り、次の世代に農業をつなげていくため、集落営農であるとか農地の機能集積事業を通じて担い手への農地の賃貸借等の事業を進め、農地としての機能継続と耕作等の推進に取り組んでおりますが、農地の点在や所有者の意識等さまざまな要因により、全町的な取り組みになっていない状況でございます。引き続き、農地の集積と管理の徹底に向けて農家や集落に働きかけを行っていきます。

例として、特に昨年度に大谷の集落で実施をしましたが、農地を山林に変えていく対策というものを実施をしました。そういうことも視野に入れて拡大をしながら、耕作放棄地を荒れるに任せない取り組みというものを県とも連携をしながら、そして農地法といった法的な問題も含めて協議を進めていきたいというふうに思っております。これらの対策を講じながら耕作放棄地をなくす努力を続けているわけですが、一方で、農業者が減少するという中で難しいところもございます。

昨年、市町村アカデミーの研修で鳥獣対策と自治体の対応というテーマで講義がありまして、その中で兵庫県立大学の教授がお話をされておりましたですけど、害獣対策として、1つには、餌場、いわゆるふだん被害とは感じない収穫残渣や放任した果樹といった無意識の中での餌づけをなくすこと、2つ目に、耕作放棄地ややぶなどの隠れ家をなくすということ、3つ目に、囲える畑はネットや柵で正しく囲うということ、囲っているつもりでも実際には囲えてない、管理不足や動物の通れる空間があるということがあったりはしないか、そして4つ目には、加害している個体を適切に捕獲をするということ、そういった性質等を周知して対応することも大事だというふうに言われております。こういったことも含めて研修会を通じて獣害対策の基本的なことを改めて学ぶことも必要かというふうに思っております。一層地域の持続的な被害対策に取り組ん

でいく必要があるというふうに思っておりますし、議員の皆さんもあす議員研修で獣害対策のことを研修をされるというふうにお聞きをしておりますので、その中で、また新しい御提案等があればお聞きができたならというふうに思っております。

ジビエによるイノシシ肉、鹿肉の有効活用とJA鳥取中央三朝支所に設置されている処理施設の有効利用について御質問をいただきました。

JA鳥取中央三朝支所に設置されている施設は、議員が言われましたように、鳥取県猟友会が食肉処理業の営業許可を取得し、町猟友会の会員4名を食品衛生責任者として配置をし、運用されております。販売用の肉は、この食品衛生責任者が立会した上で処理を行い、個体ごとに記録を残すことが義務づけられておりまして、当該施設のみでの販売が可能でもございます。この施設の利用につきましては、イノシシ、鹿とも有害の鳥獣捕獲や狩猟を行う町内の猟友会の会員を対象としておるところです。現在のジビエの施設の多くは専門の技術者が常時対応する体制をとっておられまして、早い処理をしなければなりませんので、引き受けた個体を枝肉としてストックをして販路の開拓まで取り組むといった方式でございます。品質面でも責任のとれる体制となって運営をされております。

本町の現在の施設では、飲食店等への大規模な供給を想定した取り組みというのは、技術者等の確保、そして施設の状況から難しいところがありまして、会員の個人販売を想定をしたものとなっております。本町においてのジビエの振興につきましては、倉吉市にあります日本猪牧場との連携を提案をしております。この団体は、県内のジビエの食肉処理施設で初めて鳥取県版のHACCP適合施設の認定を受けた施設でございます。先般、とっとりジビエフェアもございましたし、三朝温泉旅館への供給もその中で行っておられます。先日、穴鴨で捕獲されたイノシシ1頭がそちらに持ち込まれたところでもございます。捕獲従事者へのそういったPRを行って事業拡大をしてまいりたいと思います。将来的には、猟師あるいは加工処理が可能な人材の育成を図っていくことが必要かというふうに考えております。町での供給体制も検討しながら、段階を追ってジビエ振興を図っていきたいと思います。

獣害被害の削減に向けて、入り口から出口までさまざまな手だてを講じておりますが、被害を完全に食いとめるには至っておりません。引き続き関係機関や地域と連携した取り組みを進めてまいりたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（福田 茂樹君） 遠藤議員。

○議員（8番 遠藤勝太郎君） 大変丁寧にいただきましたけれども、まず捕獲奨励金についての答弁の中に、猟期のイノシシの料金が安いという中で、食用に適した時期で価格が高いことから

ということでありましたけれども、個人的にそれを販売しているわけでないので、多分皆さんがそれでその時期が高いからというのは当てはまらんじゃないかと私は認識をして、ちょっと質問させてもらいます。

○議長（福田 茂樹君） 松浦町長。

○町長（松浦 弘幸君） 多分有害が始まって補助金を出すようになって、それで、そういったところで猟期の中でのこれまでの捕獲された方が肉として個人で流通をしておられたという経過が昔からありましたので、そういうふうに猟期については肉が販売できるからということで、少し有害に比べて下げてあったのではないかなというふうに私も思っております。そうはいつでも猟期間も頭数を多く捕獲するということは非常に大事な対策になると思いますので、先ほど私が申しましたように、そういったように奨励金が見合うような形で試験的にでも導入していきたいと。それには、国のいろんな助成事業等もないかということで探りながら導入をしてまいりたいと思います。

○議長（福田 茂樹君） 遠藤議員。

○議員（8番 遠藤勝太郎君） 先ほど答弁の中に、わな免許を持たれた方が74人ぐらいおられたという答弁がありましたが、3分の1ぐらいは捕獲実績がないというような答弁でしたけれども、やっぱり講習会等をすることによって捕獲実績をふやすということが大事だと思いますし、聞くところによると、わなは網踏みせんとおいがつくんで、イノシシは敏感な鼻でそのにおいがついたものを避けて通るといようなことを聞いておりますし、やっぱり講習会というのは大事だというふうに思います。

それから、次に、奨励金が大体イノシシ、鹿と合わせて700万、800万になつとる実情であります、毎年。鹿の場合は、特にスタンスを長く構えてかからんとなかなか効果が上がらんといことのようにありますし、やっぱり頭数を減らすことがまず第一だというふうに私は思っております、ふえてからではなかなか難しい。それで、ことし、猟期の中に、暖冬だったということもあるかもしれませんが、私たちの住んどる集落近辺でも毎年銃声が聞こえたわけですが、ことしは一向に鉄砲の音がせなんだといような実績もあります。猟銃での免許取得によって、わなも大事だと思うですけども、鉄砲による捕獲といのもやっぱり大事じゃないかなと思うわけですけども、どう思われるでしょうかね。

○議長（福田 茂樹君） 松浦町長。

○町長（松浦 弘幸君） わなも、私も智頭でわなの仕方の研修をしまして、それからわなにかかったいわゆるイノシシ、鹿をしとめるやり方というのもちょっとお話を聞いたんですけど、な

かなか最初研修を受けて準備をしないと難しいかなというふうに思っております。そういった意味での講習会ということの必要性を感じております。

銃につきましては、わなとどちらが捕獲しやすいかというのは、やってみてないのでよくわかりませんが、銃を持たれて捕獲をされる方は昔は多うございましたですけど、今、高齢化に伴って少なくなっております。銃の免許を取るときに、銃の講習を受けたりするとかいうそういう部分だとか経費的な部分もあろうかと思えますけど、できるだけ銃の取得が推進できるように町としても支援をする必要があるというふうに思っております。

○議長（福田 茂樹君） 遠藤議員。

○議員（8番 遠藤勝太郎君） 猟銃を買う場合でも高額ですし、それに取得するまでに9万からかかるということで、ある程度小さな予算、49歳までに取得されれば3万9,000円の補助金がつくといいながら、なかなか若い人が若いうちから鉄砲を持って猟をするという人も少ないようですし、ある程度年齢のことも加味すると、その補助金対象っちゃうのになかなかなりにくいというふうに思うと、やっぱり町がある程度補助金をつけてでもふやすという考えはないでしょうか。現実、今10数人ぐらいだというふうに認識しとるんですけど、違うでしょうか。

○議長（福田 茂樹君） 松浦町長。

○町長（松浦 弘幸君） 銃の免許を取得するという、そういう思いのある方がどれだけおられるかわかりませんが、一方で、銃で猟をするために、その道具となる猟銃の経費等そういったことも考えていく必要があると思えますが、もう少しこれまで猟をしてこられた皆さんの御意見だとか、そういう思いを持っておられる方のお考えも聞きながらちょっと考えてみたいというふうに思います。

○議長（福田 茂樹君） 遠藤議員。

○議員（8番 遠藤勝太郎君） イノシシ、鹿等の駆除の関係で、ことし予算書の中を見させてもらいますと、昨年と大差ないというふうに思っております。それで、ワイヤーメッシュの分が消えて電柵の分がちょっとふえたなというぐらいの程度だと思いますし、それから11次総の中には、イノシシ対策、鹿対策、それからジビエ業者との連携というようなことがうたってありまして、やっぱり先ほど答弁ありましたが、ことしはイノシシよりちょっと大きいおりを買うという話だけでも、その予算はどこに計上されとるかちょっと見当たらんというふうな気もしますが、何基ぐらい買われる予定ですか、これ。

○議長（福田 茂樹君） 松浦町長。

○町長（松浦 弘幸君） 私は、ことし猟期に入りましてから三徳の地域の方の猟師さんにお話を

聞いたら、今期はイノシシがとれなかったというか、少なかったと。その分、鹿がふえてきとるといことは言うておられました。そういう状況を見ながら、害獣対策についての予算は、それに合うように対応をとっていきたいというふうに思っております。

先ほどのおりの数等については、地域振興監のほうから説明をさせていただきます。

○議長（福田 茂樹君） 青木地域振興監。

○地域振興監（青木 大雄君） 平成31年度の鹿用のおりの予算でございますけれども、通常の町の会計上の予算ではございませんで、県から、町に有害対策の協議会がございまして、そちらへ直に入ってくる制度がございまして、そちらの中でニホンジカ用の捕獲おりを5基予算を今要望をして、その予定でおるところでございます。

○議長（福田 茂樹君） 遠藤議員。

○議員（8番 遠藤勝太郎君） 今、猟期以外にわなをかけるときに、町内者は自由っていうか、かけられるわけですけども、町外者の場合、町内に入っておりがかけれん状況だというふうに認識をしとるですけども、それは奨励金の関係とかいろいろ絡みがあるでしょうか。何が原因で入れんのかなという認識が1つありまして、例えば三朝町は湯梨浜町と倉吉市と隣接しとる町村ですから、例えば境を越えて出入りすると、何キロもイノシシは動くわけですからそういうことが考えられるですけど、何でよその町村の人が猟期以外、有害鳥獣の関係の分野において三朝町でわなをかけることができないのか、ちょっと伺いたい。

○議長（福田 茂樹君） 松浦町長。

○町長（松浦 弘幸君） 地域振興監のほうから御答弁させます。

○議長（福田 茂樹君） 青木地域振興監。

○地域振興監（青木 大雄君） 町外者からの有害鳥獣捕獲に対する取り扱いということだと思います。町外者からの申請につきましては現在そうあるものではございませんけれども、ルールといたしまして、県及び町に要綱がございまして、その中で定めておりますが、基本的に有害につきましては町の中で実施するというのが、これまで長い間、従事者が猟友会の会員であるということから、そういった中で猟友会と二人三脚で有害鳥獣に取り組んできた経過がございまして、そういう取り組みにつきましては、町の中で従事者がおるといことで、そちらの育成という部分もありまして、そういう決めで来ておるところでございます。

許可しないのかということになりますが、現在のところ、町の中に農地とか山林とか、そういう実際の活動がある方が有害に取り組まれるというときには許可をしている状況でございます。以上でございます。

- 議長（福田 茂樹君） 遠藤議員。
- 議員（8番 遠藤勝太郎君） なら、もし町内の人が町内にわなかけるときは、例えば地主に許可は必要なんですか。
- 議長（福田 茂樹君） 松浦町長。
- 町長（松浦 弘幸君） 地域振興監より御答弁させます。
- 議長（福田 茂樹君） 青木地域振興監。
- 地域振興監（青木 大雄君） かける場合は同意が必要だと思っております。
- 議長（福田 茂樹君） 遠藤議員。
- 議員（8番 遠藤勝太郎君） 小河内にもわなかけた方が何人かおられますけれども、そういう事例を聞いたことがない。例えば、ここにわなを設置してありますといった看板は見かけますけれども、なら、この人の家の土地だけえ、わなかけさせてくださいって聞いたことがないですけど、それは今あっても皆さんが実行されとらんということでもいいですか。
- 議長（福田 茂樹君） 松浦町長。
- 町長（松浦 弘幸君） そういうことがあるようでしたら、そういった集落の中でも、さっき言われましたけど、研修会なりして皆さんに啓発をしていきたいというふうに思います。
- 議長（福田 茂樹君） 遠藤議員。
- 議員（8番 遠藤勝太郎君） やっぱりイノシシも年間雌が1匹おったら4頭ふえる、4倍になるっていう認識をしてもらわんといけんというふうに思うわけですね。ですから、隣接町村、どこの町村に被害があってもいけんわけですから、お互い協力して一頭でも減らす努力っていうのが大事だと思うと、やっぱりその辺は緩和するっちゃうことが大事だと思うんですけど、この中において町長の権限どうこうっていうような文言うたってありませんかいな、何か。
- 議長（福田 茂樹君） 松浦町長。
- 町長（松浦 弘幸君） あんまり権限は聞いたことがございませんけど、今言われましたことは一つの大事な御意見として生かしていきたいというふうに思います。
- 議長（福田 茂樹君） 遠藤議員。
- 議員（8番 遠藤勝太郎君） それでは、耕作放棄地についてちょっと伺いたいというふうに思います。

毎年、農業委員会が農地パトロールというのをされておまして、それで多分ここは荒廃農地になるというのも確認しておられると思うですけども、その成果が一向に農地に反映されとらんっていうか、地権者に反映されとらんっていうか、そういう状況だというふうに思うわけですね。

というのが、減反政策が始まったころから転作で何もつくっとらん農地が、そのまま一回もつくられんままに荒廃農地になっとる、未整備田は可能性としては多々あるかもしれませんが、基盤整備田でもそういう状況が発生しております。それで、餌場だとか隠れ家ということを考えてもですし、隣の整備田の所有者の方が迷惑をしとるという状況もありますので、この辺の対策をちょっと本気で聞きたいというふうに思います。

○議長（福田 茂樹君） 餌場ですね、餌場としてですね。

○議員（8番 遠藤勝太郎君） はい。

○議長（福田 茂樹君） 松浦町長。

○町長（松浦 弘幸君） 耕作放棄地が餌場としてならないように、拡大しないように、そういった意味でも農家の方に御理解をしていただかなければならないというふうに思っておりますし、これまで耕作放棄地にならないように、ふえないように農地の中間管理機構等を活用して流動化も図ったりをしております。なかなか農地の活用というのは難しい中で進めてくる時代になりましたので、議員言われましたように、餌場ということもまた含めながら農地の利用というものを農政の中でも考えていく必要があるというふうに思います。

○議長（福田 茂樹君） 遠藤議員。

○議員（8番 遠藤勝太郎君） これ、議長がちょっと私の顔を見ておまして、通告とちょっと違うじゃないかという顔をしますけども、関連だと思えますし、絶対違っとらんと思えますので質問させていただきますけども、今、中山間地直接支払い制度の中に集落協定が入っておって、今の現状で荒廃農地としたのは除外して管理をするという状況で、避けて通れんという言い方は悪いけども、除外すれば中山間地直接支払い制度の枠組みに入れてもらえるということだと思えますけれども、未整備田はまだしも、基盤整備田というのは農地の所有者には全然責任はないということであるでしょうか。例えば、それなら今、農業委員会がやっておられる原野に戻すとかなんとかというようなことの対応はできるかどうか。

○議長（福田 茂樹君） 松浦町長。

○町長（松浦 弘幸君） 餌場からちょっとかけ離れる御質問だと思いますので、なかなかすぐには答弁できません。

○議長（福田 茂樹君） 遠藤議員。

○議員（8番 遠藤勝太郎君） 餌場から離れんと思えますよ。耕作放棄地が餌場になっとる、それは全然中身において関係ないのかなという話ですよ。

困った様子でありますから、じゃあ、次、質問させていただきます。

ジビエの肉の問題でございますが、先ほど答弁がありました。肉を販売するには、食肉処理業とか、それから販売許可というのが要ということで、食品衛生法に基づいての施設が必要になってくるということで、なかなか取り組むのは難しいという現状はわかるですけれども、今、鳥取中央三朝支所にあるのは食肉処理業の許可はとってあるという話でしたね、たしか。それにおいて、その責任者が立会して記録せんといけんだかという難しい答弁がありましたけれども、その手続の流れにおいて、例えば400頭もとったイノシシの肉を有効に活用する、また、とった人にも多少なりとも金が入るといったような方向につなげるということはできんでしょうかね。

○議長（福田 茂樹君） 松浦町長。

○町長（松浦 弘幸君） ちょっと答弁が外れたらまた御指摘を願いたいと思いますけど、今のあのJAにある加工処理施設は早い時期につくったものですから、今の食肉の衛生に関する規則、基準より少しやわらかいところで認めてもらったのかなという気はします。ただ、その分、町の猟友会の会員でないといけなだとか、会員が処理した肉は会員だけでないと、さっきも言いましたですけど、会員の個人販売でないといけなだとか、そういう縛りがあります。その中で、現実的に旅館さんだとかに提供するというのは非常に無理なことがありますし、今、食肉衛生の管理、それから基準等につきましては厳しくなっております。特にHACCP基準をとらないと、なかなか調理をするところ、業者さん等々は取引をしてもらえないということがあります。

そういったことから、先ほども言いましたですけど、加工する人が十分な研修を積んでいい品質の肉を加工するというところ、それからいろんな細菌だとか、そういう衛生管理を万全にするという非常に難しいところがございますので、人材を育てていきながらそういうふうに対応することができる施設をつくっていくというのが、本町にとってのジビエ利用としての方策としてはあるべき姿ではないのかなというふうに思っております。

○議長（福田 茂樹君） 遠藤議員。

○議員（8番 遠藤勝太郎君） 県の鳥獣被害防止総合事業対策交付金の中に、ハード面で、捕獲鳥獣を地域資源として活用する施設、加工施設も助成事業の中にあるということでございますね。これ2分の1の補助があると。今先ほど言われた食肉処理の関係はクリアしとるということであれば、あとの面は食品衛生法に基づく施設として保健所等で認めてもらえばできるという流れになっと思うんですけども、その辺、何とか有効活用とかを考えると、やっぱりとった肉を皆さんに一つでも金にして還元できるということが大事だと思うんですけど、こういうのは取り組まれる気は全然ありませんか。

○議長（福田 茂樹君） 松浦町長。

○町長（松浦 弘幸君） 全くないわけではございませんが、さっきも言いましたけど、まず処理をする人材を育てていかなければならないというふうに思っております。先般、智頭町の施設で研修をさせていただいたときも、あれは地域おこし協力隊だったと思いますが、それが何年か赴任をして若桜のほうの鹿肉の工房とかに2年ほど研修に行って学んで、それから智頭の施設の中で事業を始めておられるというようなことで、お話を聞いてみると、そうそう簡単にこれまでの慣例的なもので処理をできるというふうな形でもないというふうに聞いておりますので、まずそういうことから始める必要があるかなというふうに思っております。当然そういった補助事業は活用する必要もございますし、もう今の施設の形では全然対応できるようなものではございませんので、そういったことを含めて考えてまいりたいと思います。

○議長（福田 茂樹君） 遠藤議員。

○議員（8番 遠藤勝太郎君） 今とった鹿肉でもイノシシでも売するためには、血抜きだけをした状態でだったら、その食肉加工業者に売ることができるというような条例だかがあるように思っておりますけど、違いますかいな、これ。

○議長（福田 茂樹君） 松浦町長。

○町長（松浦 弘幸君） そこまで山でしとめて処理したもんが、どういう形でその加工する人に行くときの法的な基準というのは調べておりませんが、とにかく猟師さんがとったときに、とめ刺しっていうのですか、するときのその技術というのもそれ相当なものが要するというふうに聞いておりますし、その猟師さんと加工する技術者との連携というのが大事になるんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（福田 茂樹君） 遠藤議員。

○議員（8番 遠藤勝太郎君） そういったことを含めて研修ということで、やっぱりある程度技術の向上を図っていただいて、その肉とかも有効活用という方向につなげていただけたらと思います。答弁いただいて終わります。

○議長（福田 茂樹君） 松浦町長。

○町長（松浦 弘幸君） 努力してまいりますので、これからも御教示いただければと思います。

○議員（8番 遠藤勝太郎君） 終わります。

○議長（福田 茂樹君） 以上で遠藤勝太郎議員の一般質問を終わります。

○議長（福田 茂樹君） しばらく休憩いたします。再開を11時といたします。

午前10時50分休憩

午前10時58分再開

○議長（福田 茂樹君） 再開いたします。

次に、5番、山口博議員の保育料無償化後の子育て支援策についての一般質問を許します。

山口博議員。

○議員（5番 山口 博君） 私は、町長に対しまして、保育料無償化後の子育て支援策について質問いたします。

政府は、2月12日に子ども・子育て支援法改正案を閣議決定し、3歳から5歳までの原則全世帯の幼保無償化が10月から実施されることとなりました。町長が公約に掲げておられた保育料無償化が国の施策として実現することとなりました。子育て世代にとっては大変ありがたい施策ではないでしょうか。少子化対策、子育て支援策の充実は極めて重要であり、子育て世代にとって負担感のある保育料の無償化は大きな助けになることと思います。

今般の全国一律の全世帯を対象とした保育料無償化は、保育料無償化を大きな支援策として努力してきた市町村の特色を希薄化するものであり、各市町村は他との差別化を図るべく、次の子育て世代誘致・定住の子育て支援策を講ずることが必要となりました。これまで三朝町は、県内トップクラスの子育て支援と言いながら、子育て世代が三朝町の子育て支援策を期待して町外から移住してきた例を残念ながら知りません。隣の湯梨浜町は、保育料が安い、子育て支援が充実しているとの評判で子育て世代がふえていると聞いています。実際には本町と大きな差異はないと聞いています。子育てするなら三朝町を標榜する本町として、他市町村を超える子育て世代に訴える次なる思い切った施策を早速にも策定、提案することが求められます。三朝町は、今般の全国一律保育料無償化の実施後に他市町村との差別化施策として何をしようとしているのか、伺いたい。

私は、本町の新たな差別化施策の一つとして、第1子からの出産祝い金の支給を提案したい。出産祝い金支給の例を見ると、中部地区では、唯一の例として、湯梨浜町が第3子からの出産祝い金5万円、入学祝い金3万円、中学校卒業祝い3万円の支給が条例化されています。県内を見ると、南部町、日南町、江府町、若桜町では第1子からの出産祝い金支給が条例化してあります。

次に、子ども・子育て支援法改正案では、ゼロ歳児から2歳児までの保育料は住民税非課税世帯を対象に無償化するとしていますが、本町では、一律無償化するぐらいの思い切った施策をぜひ検討すべきと考えます。私の提案は、大きな財政負担を伴うものですが、他市町村と横並びの施策ではいつまでたっても少子化問題は解決できないと思います。他市町村の取り組みを見て取

り組むのではなく、他に先駆けてトップで実施することが子育て世代へ大きく訴求し、移住定住に大きく資するのではないのでしょうか。

以上、少子化対策、子育て世代への施策として、出産祝い金支給、ゼロ歳児から2歳児保育料無償化を提案しました。一気に実施することは難しい面もあるでしょうが、工夫次第で実施は可能と考えます。本提案に対する町長の見解をお伺いします。

○議長（福田 茂樹君） 答弁、松浦町長。

○町長（松浦 弘幸君） 山口議員の保育料無償化後の子育て支援策についての質問にお答えをいたします。

本町では、平成27年4月からの子ども・子育て支援新制度が本格施行されたことに伴って、子ども・子育て支援事業計画を策定をして「子どもの笑顔は“三朝町”の宝～元気いっぱいみささっ子～」を基本理念とする子育て支援への施策を展開をしておるところでございます。また、議会におかれましても、同じ年に笑顔いっぱい子育て支援のまち宣言を決議していただいております。「子育てするなら三朝町で」のキャッチフレーズを掲げて、子育てされる世代の皆さんが妊娠、出産、育児ができ、そして子供たちが元気で伸び伸びと暮らすことができるように町や地域が一丸となって子育ての環境を整えて、笑顔があふれる元気いっぱいのまちを目指しているところでございます。

まちづくりを進める中で、就学前の児童がおられる世帯の経済的な支援を行ってきたところでございます。保育所に入所されている御家庭については、保育料の軽減に早くから取り組んでおります。平成22年度からは保育料の水準は県内でもトップクラスのグループにありました。さらに、27年度からは第2子以降の保育料の完全無償化に取り組んできております。あわせて、2歳までの子供さんを家庭で保育をされている方については、29年度から1人当たり3万円を給付をしておるところです。また、子育て支援センターを開設をして、育児によります心理的、そして肉体的な負担軽減や、乳幼児や保護者同士の交流、そして子育てサポーターによる育児の相談や保健師による健康相談、食育相談など気軽に相談できる体制もつくって、その充実に努めてきておるところです。

そして切れ目のない子育て支援として、平成28年度から三朝町版ネウボラ事業もスタートさせたところでございます。ネウボラ事業は、妊娠期から就学期までの妊娠、出産、育児のいわゆるトータル的な切れ目のない支援を展開をする、そういったことで、初めにも申し上げましたけど、子ども・子育て支援事業計画に基づいて段階的に確実にその成果を上げてきているというふうに思っております。

また、保育所におきましても、みさきこども園では「歩育」、歩く、育てるによる保育、健康づくり、そして竹田の保育園では里山による自然保育、賀茂保育園では「論語」を取り入れるといった、それぞれの園で特色のある保育を実践をしておられます。子供たちが育つ環境の充実を図ってきているところです。さらに、病児・病後児、休日保育、延長保育、一時預かり保育事業など、保護者の多様なニーズに応じた保育サービスの環境整備も行っております。

こうした中にありまして、本町の合計の特殊出生率、いわゆる一人の女性が生涯に産むと見込まれる子供の数の平均でございますけど、平成29年度では全国平均が1.43、鳥取県の平均では1.66を上回っておりまして、県内でも中部が多いわけですけど、4番目の1.81となって常に上位に位置をしております。本町では2人、3人を産まれる方が多いということもあって、子育て支援策が充実をしているということのあらわれとも考えられます。

このように、町の取り組みや現状を説明をさせていただいたところで、三朝町は、今般の全国一律保育料無償化の実施後に、他市町との差別化施策として何をしようとしているのかという御質問をいただきました。

取り組む事業としては、平成31年度からは、赤ちゃんが誕生された家庭において、紙おむつなどによるごみの増大によるそういったようなことに対する支援として、町指定のごみ袋の贈呈を行うこととしております。また、交通安全対策として取り組んでおりましたチャイルドシートの購入助成につきましても、子育ての支援ということで制度を少し見直しをして、改めて当初予算に計上させていただいているところでございます。本町には、以前、高校生に対しての医療費助成を他のまちに先駆けて実施をした経過がございます。現在では鳥取県全体の制度となってきました。不妊治療助成についても、今でも全国の中でもトップクラスの助成だというふうに思っております。

多くの自治体の子育ての施策について本当に知恵を絞っておられます。そんな中で、他の自治体のすばらしい施策については、お互いにその事業を取り入れて、本町のみならず、どこに住んでいても子供たちが元気で健やかに育つということができて保護者の皆さんも安心して子育てができるように、各自治体がそれぞれに子育て施策を実施をするということは、ひいては国全体の施策として財政施策が講じられてくることにもなります。そういったようなことを踏まえて、自治体間の連携というのも子育てに関しては非常に大事なことかというふうに思っております。そんな中で、町の特色が出せれて、一緒になって大きな輪の中で制度がつくっていけるというのは大事なことではないかというふうに思います。

議員から御提案をいただきました第1子からの出産祝い金、また、保育料の一律無償化につき

ましては、これは議員もおっしゃいましたが、他町でも取り組まれているところもあります。効果的な施策だというふうに思っておりますけど、子育て世代に限られた財政的支援だけの視点ではなくて、今取り組んでおります子育ての施策全体、若者の就業の支援、生活環境の充実、そういったものを含めて、本当で子育て世代に必要なもの、そして効果を総合的に検証して、大きなくりの中で施策として実施をするということも大事だというふうに思っております。

今後も子育て支援事業の実施に当たりましては、町の第11次総合計画の将来像にあります「笑顔と元気あふれ 輝く町」の実施に向けて、子育てポータル応援サイトやハンドブックなどを活用しながら広くわかりやすく町民に発信をして、「子育てするなら三朝町で」と言われるまちづくりを総合的に進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（福田 茂樹君） 山口議員。

○議員（5番 山口 博君） 今、町長のほうから答弁いただきました三朝町の子育て施策は、確かに充実しているとは私 생각합니다。これまでの担当者等の努力のたまものだろうと思います。ただ、残念ながらトップクラスというのでは訴える力が弱いのではないかなという、やはり県内で1番ですよ、ちょっと大風呂敷になっちゃうかもわかりませんが、それぐらい言える施策を提案していかないと、なかなか子育て世代が来ないのではないかな。先ほど言われましたように、もちろん町内に企業が来て、そこに若い者が来てという形の論法にもなるかもわかりませんが、やはり仕事は町外であるけれども、こちらのほうに住んで子育てを三朝でやりたいと言わせるようなことが必要ではないかなというふうに思います。

先ほど町長が新しい事業として、ことしは赤ちゃんに誕生祝いを渡すとかというようなことも予算書を見ますと載っております。みささの子ども笑顔事業であるとか、そんなことが載っているようですが、やはり、失礼な言い方ですけど、ちょっとインパクトに欠けるんじゃないかな。やはりここの中で見ますと、みささの子ども笑顔事業というのが載っておりますけども、51万6,000円が予算書の中にありました。そこだと、写真コンテストであったりとか、もちろんこれまでつくっておられたハンドブック、非常にすばらしいのがつくられておりますので、多分これの更新を予定しておられるのではないかなと思いますけども、これらのいいものがありながら、よそに向かってPRも足りない。やはりこれを子育て世代といいますか、これから子供を産むであろう人たちに向かってのPR、もちろんやっておられることは認めますけども、さらなるPRが必要ではないかなというふうに思っておりますし、町長は大きい枠の中での充実して、例えば倉吉、湯梨浜とか、この近隣と大きな輪で同じような施策をという形でいけばというふう

な印象に聞きましたけど、やはりそれじゃあ、なかなか子育て世代ですか、そういう人たちは三朝に来てくれないんじゃないかなというふうに思いますが、その辺はどうなのでしょう。

○議長（福田 茂樹君） 松浦町長。

○町長（松浦 弘幸君） 議員言われましたとおり、トップクラスの施策をつくるということも大事だというふうに思っておりますが、単品といいますか、一つの事業をそういうふうにつくり上げるということもあるかと思いますが、子育て世代というのは物すごくニーズが広いということもありますし、ここ数年、非常に充実をしてきております。やはり子育て世代に対する支援というのは、それぞれの市町がつくり上げることは大事なんですけど、つくり上げたことを国としてやはり政策としてバックアップをしていく、新しい政策づくりの支援をする形というのがすごく大事だというふうに思っておりますので、余りトップクラスばかりを求めるのではなくて、本当に大事なこと、皆さんの思っておられることを聞いて吸い上げて施策をつくって集めていくというほうが私はいんじゃないかなというふうに思います。それで、お互いに知恵をかり合うということも大事なことはないかなというふうに思って、そういうふうに述べたわけでございます。

それから、先ほどPR関係とか事業のこととか言われましたけど、確かに言われますとおり、子育てに関してではないですけど、少しうちの体制としてセンスがないのかなというふうに、行政センスに欠けるというふうに思う面もございまして、その辺は、全てのことにしてみんなのセンスが上がるように努力をして、なるほどなあとか訴えるキャッチフレーズだとか、そういったことも勉強しながら取り入れていくことも必要なのかなというふうに思っております。以上です。

○議長（福田 茂樹君） 山口議員。

○議員（5番 山口 博君） 今回新たに31年度の新規事業としまして、みさき子ども笑顔事業、それから赤ちゃん誕生祝い事業ということで、先ほど町長のほうからも説明がありましたけど、これは町としては、いわゆる無償化後の三朝町の新たな取り組みというふうな捉え方でよろしいでしょうか。

○議長（福田 茂樹君） 松浦町長。

○町長（松浦 弘幸君） その一つだというふうに思っておりますし、これだけではなく、考えられるものは、まだまだ制度化できるものはつくっていききたいというふうに思っております。特に、ちょっとこれからゆっくり読んでみたいと思うんですけど、今回総合計画をつくったときに、いろんな形でワークショップを開いて御意見を頂戴してきております。当然に総合計画には反映をさせておりますけど、細かい一つ一つの意見に、そこにヒントがもしかしたらあるかもわからない

というふうに私は思っておりますので、そこらも改めて読み解いてみて考えてみたいと思っております。以上です。

○議長（福田 茂樹君） 山口議員。

○議員（5番 山口 博君） 次に、多分このパンフレットのつくり直しだろうと思いますけど、改訂版をつくりたいということが今回の予算の中に入ってたようですけども、みささの子ども笑顔事業の中でハンドブックの更新ということが載ってたようですので多分これはつくり直しだろうと思いますけども、非常にこれはいいものをつくっておられますけども、それらを事前にいろんなところに配って回るとかっていうこともやはり必要でないかと。先ほどPRのことを言いましたけども、こういう施策をするにはやはりニーズを反映した形が必要だろうと思いますんで、もちろん乳児健診等で保護者の方といろいろ接されることの機会も多いだろうと思いますんで、その辺ぜひそういうような機会をつくり上げる必要があるんじゃないかなと思いますけども、担当といいますか、町が新たな施策をつくるに当たってニーズをどのように把握してこのような施策を設定しておられるのか、聞かせてもらえたらと思います。

○議長（福田 茂樹君） 松浦町長。

○町長（松浦 弘幸君） ふだんの子育て支援の事業等で保護者の皆様方とお話をしたり、子育て支援センターの中でのいろんなことが一つの情報源にはなってくると思います。一方で、地域協議会等に出たときに、今はそういった形の吸い上げをして考えてきたところだと思っておりますが、改めてハンドブックをつくるときに、今のハンドブックはまんが王国のそういった盛り上がりの中でつくってきてわかりやすくなってきているというふうに思いますので、改めてその中身の、いわゆる多くの人のニーズを捉えながら、ハンドブック自体もわかりやすく読んでもらえて本当にためになると、そういったものをつくるように取り組んでいきたいと思っております。

○議長（福田 茂樹君） 山口議員。

○議員（5番 山口 博君） 今回の一般質問で取り上げましたのが、祝い金の支給と、それからゼロ歳から2歳までの無償化ということが私が訴えたいと思った部分でございます。参考までにお祝い金の例を見ますと、先ほど湯梨浜町では第3子からということになってましたけども、南部町は第1子からということで設定してあります。参考までに申し上げますと、南部町で1子で5万円、2子目は10万円、それから3子で15万円、それから4子目が20万、5子で25万って、すごく細かい大きな数字を設定しておられます。日南町も1子でこれは2万円、それから江府町は1子で1万円というような形、それから若桜町も1子、2子が5万円、3子目で10万円というような、やはりそういう設定しておられます。

今回、三朝町の赤ちゃんの誕生祝い事業45万円、三朝町の子供が大体年間50人ぐらい生まれるということになれば、それらをまた財源として振りかえてお祝い金として、やはり気持ちの問題で必要なものを買うためのお金を支給してあげるということも一つの考え方かなというふうに思うわけでございます。みささの子ども笑顔事業の51万6,000円の写真コンテスト等も含めまして、ことし新たに思いつかれた事業ですですのですぐ見直しということは難しいかもわかりませんが、これらをやはりちょっと手直ししたりして、もうちょっとインパクトのあるものにするっていうふうな考え方はどうでしょうか。

○議長（福田 茂樹君） 松浦町長。

○町長（松浦 弘幸君） 新しい事業だからそれを押し通すというわけではなくて、やりながらカスタマイズしながら、そしていいものに変えていくのは当然のことだと思いますし、また、これから考えられることが起こってくるかもわかりませんので、そういった面を含めて対応を考えていきたいと思えます。

○議長（福田 茂樹君） 山口議員。

○議員（5番 山口 博君） それでは、最後にしますが、今回は祝い金の支給、それからゼロ歳から2歳までの無償化ということで提案しました。これについて取り組む気持ちがあるのかなのか、その辺を確認して終わりたいと思えます。

○議長（福田 茂樹君） 松浦町長。

○町長（松浦 弘幸君） 保育料の一律無償化については、国の制度がことしの10月からそれにほぼ近くなります。ただ、一律というまでになっておりません。それは、もう少しこれからどういふふうに動くかということも見きわめながら、最終的には大事なことかなというふうに思っております。

一方で、祝い金という制度については、確かに効果としてはあるというふうには感じるころもありますけど、きのうの所信表明の中で、小学校の施設の整備と、それから学童の施設の整備のことを申し上げました。これから子育て支援の中で大きなウエートを占めていく事業でございまして、そういったものをやろうとするときにはやっぱりある面で集中をしないと、町としての計画で進めることはなかなか財政的にも難しいということがあります。ですから、個々に支給がいくというのは少し抑えて、やはりある程度のまとまった枠で子供たちの環境を整えてやるという施策を町としてやっていかないと、何でもかんでもというわけには今ならない状況ですので、本当はやりたいというのは町長になれば誰でも思うところはあると思えますけど、それはじっとこらえて、もう一方の大きな視点での子育て支援に向かいたいというふうに思っておりますので、

御理解をいただきたいと思います。

○議長（福田 茂樹君） 以上で山口博議員の一般質問を終わります。

○議長（福田 茂樹君） 次に、1番、松原成利議員の過疎対策事業債の活用についての一般質問を許します。

松原成利議員。

○議員（1番 松原 成利君） 過疎対策事業債の活用について町長にお伺いするものです。

過疎地域自立促進特別措置法は平成12年に制定され、その後、平成22年と28年に2度それぞれ6年間の延長と5年間の再延長が行われました結果、本法の有効期限は平成33年3月31日までに延びましたが、残りは2年間であります。直近に行われました延長の理由は、東日本大震災の発生により復興が遅延することが予想されるためとの各地域からの強い延長要望を受けた結果であったとのことであります。

三朝町は、平成22年に対象団体の指定を受けて現在に至っております。このことは御承知のとおりであります。その当時、全国では平成24年の調べで過疎要件該当市町村数は776団体であったとのこと。人口減少率、高齢化率、若年者比率と財政力指数が指定要件として上げられておりますので、本町がこの指定を受けていることは、言いかえますと、過疎対策が急がれる状況であり、そのために原資が十分でない団体だということでもあります。

関係資料によりますと、三朝町は昭和35年、1960年ですが、当時の総人口が1万951人でありましたので、これを基準に平成31年1月現在の総人口6,459人と比較いたしますと、人口減少率は40.05%となります。また、健康福祉課にお聞きをいたしましたところ、高齢化率は38.86%、それから若年者比率は11.46%であるとのことでした。また、財政面から、平成28年度分として公表されております三朝町の財政力指数、こちらは0.24であります。このことを簡単に考えますと、合理的な水準の必要経費に対し地方税収額がその4分の1程度とのことだと思います。

そこで、本町では、三朝町過疎地域自立促進計画が策定され、この計画に基づいて過疎対策事業債を活用し事業が進められているところであり、平成30年度は25件、2億7,900万円の起債でありました。一方で、当然ながら起債しますと償還が必要となるのですが、公表されております地方財政指数の一つであります実質公債費比率の推移を見ますと、借入金の返済額の大きさをその自治体の財政規模に対する割合であらわしたこの数値は、この5年間ほどで毎年1%以上徐々に低下し、平成27年度が10.1%、平成28年度は9%となっております。

見解はさまざまだと思いますが、いろいろと文献等を参考にいたしますと、この数値は、どちらかといえば低目に推移をしており、一般的にはもう少し高目の12%程度が理想値と考えられているように思います。また、将来負担比率につきましては、平成25年度からは未発生であります。逆に懸念材料といたしまして、将来に急激な負担増を招くことがありはしないか、例えば将来の老朽化に備えた設備更新や若返りの事業等が先送りになっていたりはないか、余り慎重過ぎますと後にその影響が出るのではないかと心配であります。町長にお聞きしますが、本町の過疎対策は急務の状況にあると考えており、そのための過疎対策事業債の活用についてどのようにお考えか、お尋ねいたします。

次に、過疎対策事業のうち具体的な案件についてお聞きをしますが、過疎対策事業債の活用については、対象事業の内容や範囲が多岐にわたっておりますので、有効に活用すれば住民生活に大きく寄与することになりますし、事業の起債が認められますと、その7割が地方交付税で手当てされます。過疎地域自立促進特別措置法の有効期間の残りが2年となった今、できるだけ活用すべきだと考えますし、この先、放置すれば消滅する集落や安全に生活できない地域が出てくると思われまふ。事業内容としましては、高齢化している奥部集落の道路や交通状況整備による生活安全対策、昭和32年に供用開始されました上水道の更新事業、年々減少しつつある観光客の誘致のための施設整備や仕組み整備事業、地域拠点施設の整備や活性化事業等々が上げられます。

私がまず提案したいのは、平成31年4月に統合される新小学校の校舎新築の事業化であります。いよいよ三朝町立三朝小学校が現在の西小学校校舎を利用し開校となることから整備が最終段階に入っておりますが、やはり築50年を経過し、老朽化もさることながら、建設当時には想像できなかったほどに社会は発展を遂げ、内部設備等が教育内容の実態に合わなくなっていることも否めません。そこで町長にお聞きしますが、このたびの小学校統合事業の実現に続いて、新小学校の校舎新築をなし遂げ、その後に順次、諸施設の老朽化対策や全町活性化事業に取り組むべきと考えますが、町長のお考えをお尋ねいたします。

私は、三朝町の子育て事業は手厚いと考えておりますので、小学校校舎新築や住みよい環境をさらに整え、子供たちがふるさとに魅力を感じることでふるさとに帰り、将来を担ってくれることに期待するとともに、町外からもたくさんの若者の移住があればよいと願っているところであります。

○議長（福田 茂樹君） 答弁、松浦町長。

○町長（松浦 弘幸君） 松原成利議員の過疎対策事業債の活用についての御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、過疎対策に関する法律は、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法が10年間の時限立法として施行されて以降、3回名称を変えて平成12年に新法が制定され、改正、延長されながら現在に至っております。このように国においては、4次にわたる過疎対策立法のもとで昭和45年から実に半世紀にわたって各種の過疎対策が講じられ、産業振興、交通通信基盤や生産基盤の整備など一定の成果が上がってまいりました。しかしながら、極度の東京一極集中と急激な人口減少に見られるように、過疎地域の抱える課題は深刻さを増しているのが実情ではないかと思っております。

本町においては、昭和55年に第2次となる過疎法において過疎団体に指定されて以後、過疎対策事業債等を活用しながら過疎対策に取り組んでまいりました。その後、平成2年に3次となる過疎法において一旦は過疎団体の指定から外れたわけですが、平成22年に現在の法律のもとで再指定され、現在に至っております。議員からは、実質公債費比率が理想より少し低過ぎるのではないかと、事業の実施に余り慎重になり過ぎると後に影響が出るのではないかと、また、本町の過疎対策は急務であり、そのための過疎対策事業債の活用についてどのように考えているかとの質問をいただきました。

平成22年に過疎団体に再指定をされて以後、みささこども園や三朝温泉観光商工センター、そして多目的駐車場、さらにはスノーステーションといった整備がなされております。そして役場庁舎を初めとした各種公共施設の耐震と大規模改修、そして防災行政無線のデジタル化、さらには、過疎対策事業債のほかに緊急防災・減災事業債などのいわゆる有利な地方債を活用して、財政規律を守りながらも必要な施設の整備や施設の改修について積極的に取り組んでまいったところがございます。

また、過疎対策事業債でソフト事業の部分がありまして、本町においては配分される限度額いっぱいまでを活用してまいりました。中学生の手作り訪仏事業や高齢者の交通費助成、そして保育料の無償化、そういったような特色のある施策で過疎対策や地域振興対策に取り組んできたところがございます。御指摘もございましたけど、実質公債費比率等の財政指標がいわゆる低位に推移しておりますのは、事業実施に対して慎重にしてきたわけではなくて、事業の実施に当たって補助事業や交付金事業を活用するという一番を考えてやってまいりました。そういったような有利な財源を求めてきた結果だというふうに思っております、最初から地方債ありきという事業実施ではなかったということがございます。

そして、御指摘をいただきましたけど、各種施設の老朽化によってこれから本当に多くの施設の更新や改修が必要となってきております。スポーツセンターとか文化ホールとか大きな施設は

町民の利用の多い施設、そういったような施設については耐用年数近くなって事業導入をして整備をしてきております。これらは公共施設の総合管理計画に基づいてそれぞれ各施設の個別の管理計画があります。その中で財政規律を守って、あわせて有利な財源を求めて、必要な事業をその必要性の順序から計画的に、そして積極的に行っていく必要がこれからもあるというふうに思っております。

次に、新小学校の校舎の新築をなし遂げ、その後に順次、諸施設の老朽化対応や全町活性化事業に取り組むべきだとの提案もいただきました。きのうの所信表明の中でも申し上げました第11次の町の総合計画に基づいて新学習指導要領に沿った形での教育を実践をしていくために、小学校の施設、そして放課後の児童対策の施設については30年度から調査費を計上して調査と検討を進めてまいりました。今それに基づいて最終的な整理をしておるところでございます。もう少しちょっと時間がかかるころではありますけど、これを踏まえて新年度から具体的に進めてまいりたいというふうに思っております。議会の皆様、そして町民の皆さんの御理解をいただくように説明責任を果たしながら、そして迅速に進めてまいりたいと思っておりますので、御理解をいただければと思います。

議員も御指摘のとおり、現在の過疎地域自立促進特別措置法の期限はあと2年となっておりますが、最初に申しましたとおり、過疎地域の実情は深刻さを増していることから、現行法の延長または過疎対策新法の制定に向け、全国過疎地域自立促進連盟などの関係団体と連携をして要望していく必要があると考えております。いずれにしても、過疎対策事業債は有利な財源でございますが、あくまで借り入れでございますので、計画的な活用が求められます。今後も、財政指標を注視をしながら総合計画に基づいて計画的かつ積極的に事業を展開して、笑顔と元気があふれる輝くまちづくりに向けて努力をしてまいりたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（福田 茂樹君） 松原議員。

○議員（1番 松原 成利君） 町長の昨日の所信表明演説の中にもありましたし、それから第11次総合計画、その中にも、41ページでしたか、新小学校の建設という項が出ておりましたので、そういう面では積極的に向かっているなという思いはしておりましたが、今の町長の具体的なお話ですが、新年度から具体的に進めていかれるということだと思いますので、私は、これについては非常に大きな期待を持っておるところでございます。

そこで、町長のほうにまた続いて少しお聞きをしたいんですが、まず最初ですが、平成33年3月31日に、あと2年となりましたこの過疎地域自立促進特別措置法につきましてなんですが、

今後の見通しというのを町長はどのようにお考えでしょうか。といいますのが、全国市議会議長会延長要望といったようなものが既に去年あたりから出ているように思います。実際の動きとして、今あと2年、ここでこの過疎債というものが終わってしまうということになりますと、三朝町としては非常に大きな痛手になるだろうというふうに考えておきまして、町長は、この延長とか、または新法、こういったことについて見通しをどのように感じておられるか、お伺いをいたします。

○議長（福田 茂樹君） 松浦町長。

○町長（松浦 弘幸君） 国で決める法律ですので見通しとか軽々に言うことはできませんが、ただ、これまでの動きとしまして、町としまして、昨年度から国県に対する要望事項の中に過疎法の新たな法律制定あるいは延長という要望も出しておりますし、鳥取県の町村会においても市長会と同じ要望をしております。他県についてもそういうふうにお聞きをしております。全国町村会としても、先ほど言いました過疎地域自立促進連盟等々を通じてそういう動きを起こしております。国の動きはまだはっきりはわかりませんが、あるいは今の法律の期限に伴って各過疎地域の状況の聞き取りだとか要望の聞き取りだとか、もともと議員立法ですので議員連盟の各位との意見調整だとか、多分31年度からそういう動きが活発化してくるというふうに思っております。何せ、議員も御紹介をされましたけど、全国にかなりの数の過疎地域、776団体の地域に指定をされてる自治体があるわけで、今のこの法律が失効してしまうとそれ以上の自治体が非常に大変な状況になってくるのはわかり切っておりますので、そういった意味で、国会議員の皆さんとも実情をきちっと情報交換をして、いろんな組織をおだてて、継続あるいは新法の制定を必ず実現をさせていくように努力をしてみたいと思っております。

○議長（福田 茂樹君） 松原議員。

○議員（1番 松原 成利君） 国の動きと私の理解とほぼ同じだろうというふうに考えておりますので、今後、粘り強く延長または新法が制定されますように御努力をいただくことを提案をしておきたいと思っております。

続きまして、ちょっと具体的な話であります。先ほど新年度から、31年度からということでしょうか、これは小学校建設についての調査なり具体的に進めていただくということでございましたが、財源的に見た場合、学校教育施設等整備事業債とか過疎債のほかにも使えそうなものがあると考えておりますが、その中で、1つ町民の皆様からいろいろ聞く話の中に、やはり小学校を建設するということは非常に大きな負担になるんだと、多額の費用を少ない児童に本当にかけるのかという声を時々聞くことがあります。

このことについては、例えば過疎債につきましては、通告書の中でもちょっと上げさせてもらっておりますように、7割の公費負担がいただけるというようなことってというのは、そういった反対される方ってというのは何かどうも御存じない気がしております。そのことがあって非常に大きいのしかかるといイメージを植えてしまっていることはないだろうかというふうに考えるわけですが、このあたりについて町長のほうはどういった認識を持っていらっしゃるのでしょうか。全額が町の負担になるということではないということの説明が不足しているように思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（福田 茂樹君） 松浦町長。

○町長（松浦 弘幸君） 公債費の交付税措置につきましては、確かなかなかわかりにくいところもあって、それからこれまでの説明がなされていないことがあったかもわかりません。昨年から私が各地域協議会だとか三朝大学だとか老人クラブだとか、そういったところでお話をさせていただく機会が10数回あつとります。そのときには、きちっとグラフを示して、この年の公債費は幾ら返さなければなりませんと、そのうち交付税として措置される7割の額が幾らになりますというのをグラフでお示しをしております。そういったこともあわせて、また機会を通じて町報の中でも新年度予算絡み、あるいはそういう新しい学校の整備計画を示す中でわかりやすく御説明をすべきかなというふうに思っております。

それから、冒頭に言われましたけど、新しい学校の施設を整備を考えるときに、町のいわゆる基本的な計画を議会等々にお示しをするときには、きちっとどういう補助事業を導入をして、どういう財源が使えるという可能性なり対応の考え方も含めてお示しをさせていただきたいと思っております。そういうふうなことを含めての基本的な計画づくりを最終的なまとめをしとるということで御理解をしていただいた上でそういう説明して、いろんな形での、いわゆる文部科学省だけではなくて、ほかの省庁でも使える財源があれば使って行って、できるだけ地方債の部分を縮小していきたいなという気持ちでございます。

あわせて、長期的な計画を見るときに、公債費比率の一つの町としての目安を持って、そのほかの言われましたとおり公共施設の整備だとかいろんな事業も加わってくるわけですので、そこらのバランスを見ながら、一つの事業費の規模というのも当然に整備計画の規模とあわせて考えていく必要があるというふうに思っております。

○議長（福田 茂樹君） 松原議員。

○議員（1番 松原 成利君） 実質公債費比率の件につきましては、近くのと申しますか、同様の規模のところと比べましてそんなにすごく低いというわけではありませんので。ただ、私とし

ましては、恐らくですが、小学校建設のことが将来起こってくるであろうという前提のもとに努力をされてきたこともあるのではないかなと思ったりもしております、だんだんとその時期がいよいよ来ているのではないかなというふうな感触でこの話をさせていただきましたが、きょう町長のほうからお聞きしましたことで大体これが進んでいきそうだなというようなイメージを私は持っておりますので、ぜひ、誤解のないようにといたしますか、説明責任を十分果たしながら何とか早くよいものを進めていっていただきたいというふうに考えております。

それから、ちょっと違う話になりますが、町長は、以前の新春対談とかでもお話をされておりますが、将来の三朝町の人口の想定といたしますか、かなりコンパクトなことを考えていらっしゃるのではないかなというふうに思っております、この過疎債に絡んでといたしますか、効率を考えますと、やはり小さなものっていたしますか、そのことは非常に大事なことではあると思いますが、ただ、実際に奥部のほうに住んでいらっしゃる方とか、そういった方々の安全ですとかそういったことも現状ではおろそかにできないと思っておりますので、こういったことにつきましてもこういった対策を進めていただきたいということを提案をさせていただきたいのと、それからもう一つ、観光のことなんですが、観光につきまして、今ちょっと通告にないこと、過疎債に関係するということですので聞いていただきたいんですが、小学校の建設とあわせて、やはり昨年暮れに大きな発表があったと思います。三朝町っていたしますか、鳥取県が外国人が行ってみるべき観光地の第1位になったということがありましたので、これについても今のチャンスを逃すことなくどんどんと投資をしていただいて、例えばですが、三朝温泉の宿泊者数、年々減ってきておりますけども……（発言する者あり）はい、過疎債です。きておりますが、テレビで一面に出ておりました投入堂とか、そういったものを例えば夜、三朝温泉に泊まっていたくための材料に、観光の材料にするようなことも過疎債とかそういったことで検討していただけたらと思いますが、突然の話で申しわけありませんが、もし答えていただけるようでしたらお願いしたいと思います。

○議長（福田 茂樹君） 松浦町長。

○町長（松浦 弘幸君） 地域の振興は山間奥部であろうが中心地であろうが、それは行政の務めでございますので、しっかりやっていかなくてはならないというふうに思います。過疎債とか、いわゆる町としては、限られた財源の中で限られた町税の収入の中で事業をしていくためにはいろんな制度を活用しなければなりません。過疎債もそうですし、補助事業もそうでございます。特に過疎で一番大事なことは、過疎法をとにかく継続化するか、新法でまた対象になるようなことにしなければならないというふうに思っておりますので、その点につきましては、行政としても努力をしまいたしますが、議会としても御尽力を願えばというふうに思っております。以上で

す。

○議長（福田 茂樹君） 松原議員。

○議員（1番 松原 成利君） 過疎対策ということで、過疎のことに関連しましてあともう一つだけお聞きをしておきたいと思いますが、小学校統合後の跡地の利用ということもまた考えていただかないといけないと思うんですが、この過疎債を利用してといいますか、そういったことで、例えば企業の誘致だとか、そういったことっていうのはこういう対象の中に入るというふうにお考えでしょうか、それともそうではないというふうにお考えでしょうか。私は、こういったあいたところができるということにつきましては、本当に有効活用して働き口ができるような施策を講じていただくのがよろしいかなと思っておるんですが、そういったことにつきましてお願いしたいと思います。

○議長（福田 茂樹君） 通告にありませんけど、町長、答弁されますか。

松浦町長。

○町長（松浦 弘幸君） 議員も今回の質問で、いろいろと過疎地域、過疎のこと、財源のことを研修をされておられますので、私が答える以前に御理解はしていただいとるというふうに思っておりますので、学校の跡地のことはこれから検討委員会を持ってあり方を考えていきますので、その中で、どういった財源が導入できるか、事業が導入できるか考えていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（福田 茂樹君） 松原議員。

○議員（1番 松原 成利君） 時間がなくなりましたので、ということで、今後、過疎債の有効な活用ということにつきましては、町長、今お考えのとおり、しっかりと活用していただきたいということを希望いたしまして、私の質問を終わりとさせていただきます。

○議長（福田 茂樹君） 最後、答弁はいいですか。

○議員（1番 松原 成利君） よろしいです。

○議長（福田 茂樹君） 以上で松原成利議員の一般質問を終わります。

○議長（福田 茂樹君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後0時02分散会
